

週休2日工事実施要領の改正概要について

令和7年3月19日

労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっていることから、小樽市においても「小樽市週休2日設定工事要領」を策定し、令和6年4月1日以降に入札公告に付する工事を対象に実施しました。

このたび、要領の実施から一定程度の期間を経過し、北海道発注工事等においても週休2日工事実施要領の改正がなされたことに伴い、週休2日の「質の向上」の拡大により働き方改革を推進するため、実施要領を一部改正します。

○改正の概要

週休2日工事の「質の向上」のため、週休2日工事実施時の補正等について、下記のとおり見直しを行う。

1. 「月単位の週休2日」を導入

【従来】発注者指定方式とし、通期の週休2日が基本

受注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

【改正後】受注者希望方式とし、月単位の週休2日が基本

受注者は契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日による施工を実施する。また、月単位の週休2日を希望しない場合でも、通期の週休2日は必須とする。

2. 工事成績評定への反映

① 土木系工事（土木工事、漁港工事）については、完全週休2日（土日）達成時に工事成績評定で加点を行う。

② 従来の要領における成績評定の見直し

【従来】

週休2日（4週8休以上）の履行が達成できなかった場合に減点

- ・ 考査項目 「7. 法令遵守等 II. 週休2日設定工事 □ 1. 週休2日設定工事」
- ・ 減点1点

【改正後】

週休2日の履行を標準とし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合に減点

・ 考査項目 「 7. 法令遵守等 II. 週休 2 日工事 □ 1. 週休 2 日工事」

・ 減点 1 点

※標準とした週休 2 日の履行部分についての評価は「 7. 法令遵守等」ではなく、
「 2. 施工状況 II. 工程管理 □ 休日の確保を行っている。」及び「 2. 施工状況
II. 工程管理 □ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。」において評価する。

3. 主要な変更点一覧

項目	改定前	改正後
発注方法	発注者指定方式（通期）	受注者希望方式（月単位） ※通期の週休 2 日は必須
労務費の補正係数 （※）	対象期間全体で 4 週 8 休 →1.05	・ 4 週 8 休（月単位）→1.04 ・ 4 週 8 休（通 期）→1.02
経費補正方法	当初予定価格から通期の 4 週 8 休達成を前提とした経費補 正により積算する。	当初予定価格から 月単位の 4 週 8 休達成を前提とした経費 補正 により積算する。
工事施工成績評定 への反映	週休 2 日未達成時に減点	・ 週休 2 日の達成を標準項目 として評価 ・ 土木系工事のみ完全週休 2 日（土日）達成時に加算

※諸経費及び市場単価等についても労務費と同様に月単位又は通期の週休 2 日に対応
した補正係数への見直しを行う。

【参考】諸経費の補正率

	土木工事		漁港工事		営繕工事	
	月単位	通期	月単位	通期	月単位	通期
労務費	1.04	1.02	1.04	—	1.04	1.02
機械経費（賃 料）	1.02	1.02	1.02	—	—	—
共通仮設費	1.03	1.02	1.02	—	—	—
現場管理費	1.05	1.03	1.03	—	—	—

※漁港工事は月単位の週休 2 日のみ、営繕工事は労務費のみ経費補正を行う。

4. 適用日

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告に付する工事から適用